

地縁団体の新設について

犬山市役所 市民部 地域協働課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

TEL : (0568) 44-0349

メール : 010410@city.inuyama.lg.jp

目次

地縁による団体とは？	1
地縁団体設立のメリット	1
地縁団体として認可される要件	1
認可までの流れ	2
認可申請に必要なもの	2
申請するにあたっての注意事項	2
告示事項とは？	2
認可及び告示の流れ	3
認可後の手続き	3
(1) 不動産登記	
(2) 印鑑登録	
(3) 市県民税等の免除	
(4) 各種証明書の発行	
その後の手続き	4
(1) 告示事項の変更	
(2) 規約の変更	
認可後の地縁団体の性格	4

地縁による団体とは？

- ・町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- ・自治会等のように区域に住所を有する人は誰もが構成員となることができ、「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体
 - ※ただし、特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性を必要とする団体は除く。
- ・地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために認可を行います。現在、不動産を所有している又は今後保有する予定のある団体

地縁団体設立のメリット

- ・地縁団体名義で不動産の登記ができますので、代表者の変更をしても不動産登記の変更は必要ありません。また、契約行為を行うことができます。
- ・法人格を得たことにより社会的信用が高まります。そして、規約に定める範囲内で権利能力を持ちます。

地縁団体として認可される要件

□目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

※地域的な共同活動…清掃活動、防犯防災活動、集会所の管理運営など一般的な活動

□区域

その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

※客観的…原則として、河川や道路で区域が画されている状態

□構成員

その区域に住所を有する全ての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

※相当数…その区域の全住民の過半数程度

□規約

以下の8項目を含んだ規約を定めていること

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

認可までの流れ

認可申請の意思決定

- 申請の相談・事前準備
- 総会の開催 規約の改正、認可申請をすることの議決、申請者を代表者とするための議決、構成員の確定、保有する資産の確定
- 書類の作成及び提出
- 地縁団体の認可及び告示
- 不動産登記及び各種届出

認可申請に必要なもの

- 地縁団体認可申請書（様式第1）
- 規約
 - ※規約（案）が必要な場合は、地域協働課まで申し出てください。
- 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - ※議事録（案）が必要な場合は、地域協働課まで申し出てください。
- 構成員の名簿（様式第2）
- 保有資産目録（様式第3）
- 保有予定資産目録（様式第4）
- 事業報告書（様式第5）
- 代表者就任承諾書（様式第6）
- 区画を示した地図

申請するにあたっての注意事項

- ・現在の規約に基づいて総会を開催しますが、認可申請の可否だけでなく規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定についても審議してください。
- ・認可を受ける前に、町内会等の名義で登記をしようとしている集会所やその土地について所有者を確認してください。
- ・不動産登記にあたり、現在の登記簿上の所有者から地縁団体への所有権の移転についての承諾が必要となります。

告示事項とは？

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無
- (7) 代理人の有無
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

認可及び告示の流れ

認可申請書類一式が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。

認可後の手続き

(1) 不動産登記

地縁団体の名義で不動産登記ができます。認可地縁団体は、申請を行うことにより、認可地縁団体であることの証明を受けることができます。法務局への不動産登記にはこの証明書が必要となります。(1通200円)

(2) 印鑑登録

町内会等の印鑑を登録することができます。

【申請に必要なもの・代表者による申請】

- ・登録をする団体の印鑑
- ・代表者の印鑑
- ・代表者の印鑑証明書
- ・認可地縁団体印鑑登録申請書

(3) 市民税・県民税等の免除

地縁団体は法人格を有するため、市役所及び県税事務所に法人設立の届出が必要になります。それに基づき、下記のとおり法人税や消費税その他の税に関する法令の規定が適用されます。収益事業を行わない場合は、法人市民税及び県民税が減免の対象となりますので、設立の届出の際に併せて申請してください。

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	課税 ※集会場などの公共施設について減免措置あり (利用目的に公益性がない場合は免除されません)	
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※集会場など公共施設について減免措置あり (利用目的に公益性がない場合は免除されません)	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

(4) 各種証明書の発行

- 認可地縁団体資格証明書

交付手数料（200円）をお支払いいただければ、どなたでも請求することができます。

- 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に記入及び押印（登録の印鑑）の上、交付手数料（200円）をお支払いいただければ、団体の代表者のみ請求することができます。

ただし、代理人が請求する場合は委任状が必要となります。

※申請の際には、登録の印鑑をお持ちください。

その後の手続き

(1) 告示された事項に変更があった場合は、都度次の書類を提出してください。

① 地縁団体告示事項変更届（様式第8）

② 変更があった旨を証する書類（総会の議事録）

③ それぞれの告示事項ごとに必要な書類

例：代表者の変更…代表者就任承諾書（様式第6）

(2) 規約に変更があった場合は、都度次の書類を提出してください。

① 規約変更認可申請書（様式第9）

② 規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表などが掲載された議案書）

③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の原本）

※変更のあった規約の効力の発生時期は、市長による規約変更の認可後となりますのでご注意ください。

認可後の地縁団体の性格

- その区域に住所を有する個人の加入を拒否することは、原則的に禁止されています。
- 民主的な運営の下に、自主的な活動を展開することが原則です。
- 構成員に対する不当な差別的な取扱いは禁止されています。
- 特定の政党のためにこの団体を利用することは禁止されています。
- 市長による認可後も、住民により自主的に組織された団体であることに変わりありません。認可地縁団体は公共団体やその他の行政組織の一部ではありませんので、市から監督や検査を受けることなく自主的な活動を展開することができます。